

改正前

最低制限価格の算定基準の設定について

1. 設定の趣旨

石川県が国の低入札価格調査基準価格に準じ、最低制限価格制度の改正を行ったことや、建設業界の厳しい経営環境への対応、また、低価格での落札による工物品質の低下、下請業者へのしわ寄せを防止するため、志賀町最低制限価格の算定方法を設定することとした。

2. 最低制限価格の算定基準の概要

国の低入札価格調査基準価格に準じた算定方法とする。

3. 最低制限価格の算出方法

項目	算定の内容
土木 工事	・直接工事費 × 97%
	・共通仮設費 × 90%
	・現場管理費 × 90%
	・一般管理費 × 55%
※上記4項目の合計に消費税及び地方消費税相当額を加算する。	
建築 設備 工事	・（直接工事費×90%）×97%
	・共通仮設費 ×90%
	・（現場管理費+直接工事費×10%）×90%
	・一般管理費 ×55%
※上記4項目の合計に消費税及び地方消費税相当額を加算する。	

4. 最低制限価格の範囲

3.により算出した額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（上限）とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7.5を乗じた額（下限）とする。

5. 対象工事

工事価格が、130万円以上の建設工事とする。

6. 適用日

平成31年4月8日以降に一般競争入札の公告及び指名競争入札通知を行う工事より適用する。

改正後

最低制限価格の算定基準の設定について

1. 設定の趣旨

石川県が国の低入札価格調査基準価格に準じ、最低制限価格制度の改正を行ったことや、建設業界の厳しい経営環境への対応、また、低価格での落札による工物品質の低下、下請業者へのしわ寄せを防止するため、志賀町最低制限価格の算定基準を設定することとした。

2. 最低制限価格の算定基準の概要

国の低入札価格調査基準価格に準じた算定方法とする。

3. 最低制限価格の算出方法

項目	算定の内容
土木 工事	・直接工事費 × 97%
	・共通仮設費 × 90%
	・現場管理費 × 90%
	・一般管理費 × 68%
※上記4項目の合計に消費税及び地方消費税相当額を加算する。	
建築 設備 工事	・（直接工事費×90%）×97%
	・共通仮設費 ×90%
	・（現場管理費+直接工事費×10%）×90%
	・一般管理費 ×68%
※上記4項目の合計に消費税及び地方消費税相当額を加算する。	

4. 最低制限価格の範囲

3.により算出した額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（上限）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7.5を乗じた額（下限）とする。

5. 対象工事

工事価格が、130万円以上の建設工事とする。

6. 適用日

令和4年4月1日以降に一般競争入札の公告及び指名競争入札通知を行う工事より適用する。